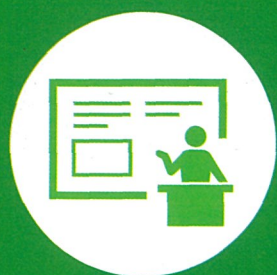


沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の改正(令和2年4月1日施行)により



研修の受講が義務付けられます!

背景

近年の環境保全その他社会的な要請や利用者のニーズから処理性能の向上、コンパクト化に伴う技術の高度化が進み、浄化槽の維持管理に関する新たな知識を習得する必要があります。

受講義務

浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに置いた浄化槽管理士に、登録の有効期間ごとに1回以上、研修を受講させなければなりません。(経過措置については裏面参照)

登録申請

浄化槽保守点検業者の登録申請書に、
①研修受講計画書(新規登録及び更新登録)
②研修受講証明書(更新登録の場合のみ)
の添付が義務付けられます。

研修概要

- 対象者** 浄化槽保守点検業者が営業所ごとに置く浄化槽管理士
- 開催場所** 本島、宮古島、石垣島 ※それぞれ年1回を予定しています。
- 受講料** お1人様 10,000円
- 研修時間** 約5時間
- 研修科目** ①浄化槽行政の動向 ②浄化槽の構造と機能
③浄化槽の保守点検と清掃 ④沖縄県における浄化槽情報
※研修科目は変更する場合があります。

開催日時、場所、申込方法等の詳細は、決定後に沖縄県ホームページに掲載します。

条例に関するお問い合わせ | 沖縄県環境部環境整備課 TEL:098-866-2231

研修に関するお問い合わせ | 公益社団法人 沖縄県環境整備協会 TEL:098-835-8833

沖縄県 浄化槽管理士研修

検索

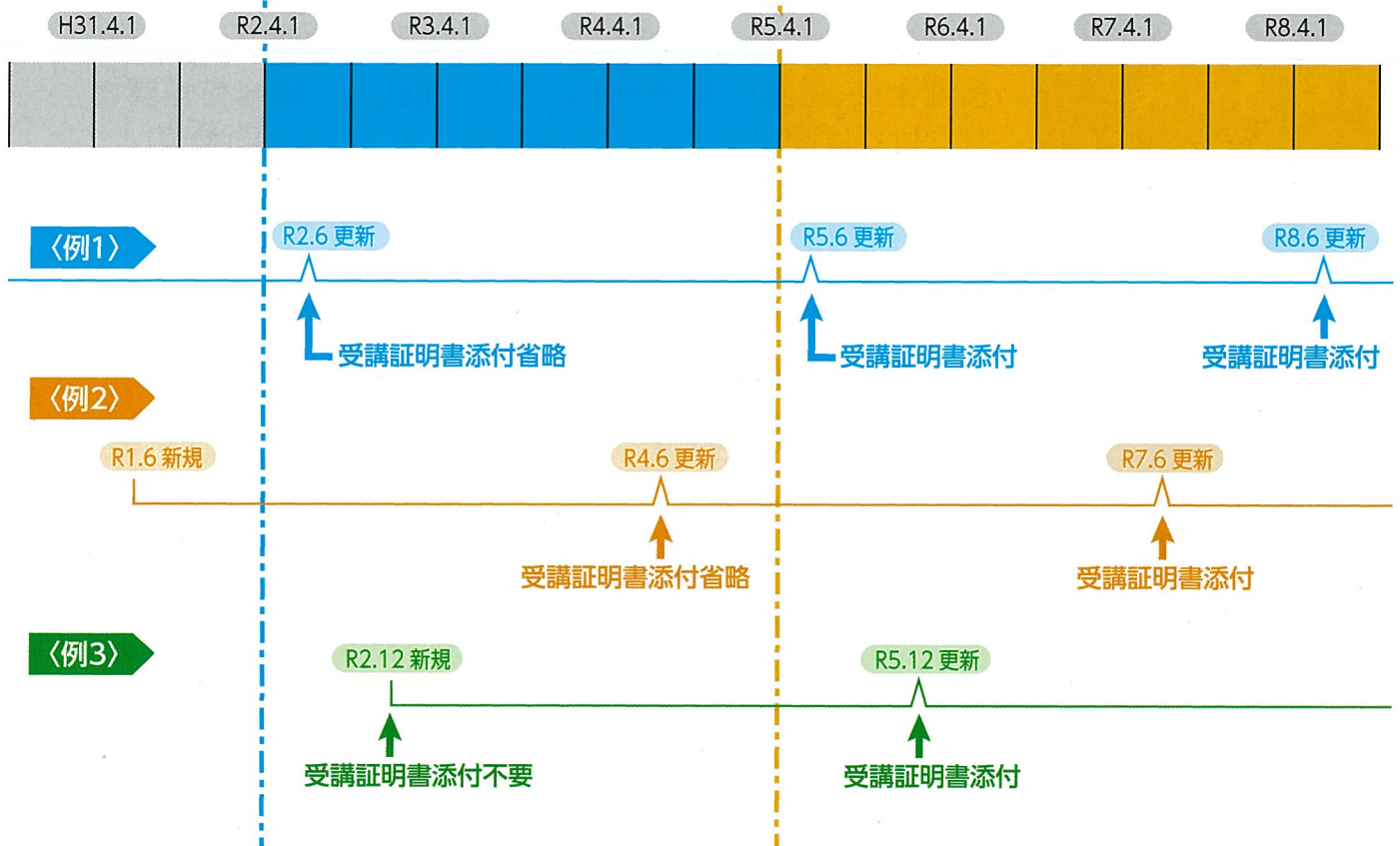
浄化槽管理士研修について

～経過措置～

新規及び更新の登録の申請書に受講計画書の添付を義務付ける。
(令和2年4月1日～)

【経過措置期間】
受講証明書の添付を
省略することができる。
(～令和5年3月31日)

更新の登録の申請書に
受講証明書の添付を義務付ける。
(令和5年4月1日～)



留意事項

浄化槽保守点検業者が営業所ごとに設置する全ての浄化槽管理士が受講証明書添付の対象となります。
ただし、浄化槽管理士免状の交付を受け、又は申請者に雇用されて3年以内の浄化槽管理士については、経過措置期間後であっても、受講証明書の添付を省略することができます。

条例に関するお問い合わせ | 沖縄県環境部環境整備課 TEL:098-866-2231

研修に関するお問い合わせ | 公益社団法人 沖縄県環境整備協会 TEL:098-835-8833

沖縄県 浄化槽管理士研修

検索